

鳥取県農村地域工業導入基本計画

毎週火曜日及び
行 発 日 金曜日
當日には、
がと日
がと日
當日の
翌日

前文

本県の産業は、昭和40年代の高度経済成長期に大幅に進展し、県民所得の対全国格差も大きく改善されたものの、1人当たり県民所得の対全国比は、80ペーセント（昭和54年度）とまだかなりの差がある。これは、各産業の労働生産性が全国水準に比べ低位にあること及び産業構造が太平洋沿岸ベルト地帯等工業の集積度の高い府県に比べ農業を中心とした第1次産業の占める割合が高く、工業の比重が相対的に低い、いわゆる農業型の産業構造であることにによる。したがつて、今後県勢の均衡ある発展と県民生活の向上を図るために、引き続き農業を初め既存産業の近代化と生産性向上に努めつつ、逐次工業の比重を高め、産業構造の高度化を推進しなければならない。

目次

△如示 鳥取県農村地域工業導入基本計画の変更

III 次

鳥取県知事第114号

鳥取県農村地域工業導入基本計画を昭和五十七年十月一十一号変更したの
に、農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十一号）第5条第5項
の規定により、次のじねつ知示わ。

昭和五十七年十一月五日

鳥取県知事 平林鷹

かかる観点から、農村地域への工業の導入について、第1次基本計画（昭和46年度～昭和50年度）及び第2次基本計画（昭和51年度～昭和55年度）を定め、これに基づき2市17町村において実施計画を定め、農村地域への工業の導入を積極的に進めてきたところである。その結果、多くの企業が農村地域に立地し、地域の産業振興に貢献しているものの、個々の工業導入地区（農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号の工業導入地区をいう。以下同じ。）ごとにこれをみると、その後の経済情勢の変化等により所期の計画どおり企業立地が進んでいない地区も多数残されている。

したがつて、第3次基本計画を策定するに当たっては、これまでの農村地域工業導入についての反省に立ち、本県の農業、工業、雇用等の現状及

び今後の方向を踏まえつつ、実現性のあるものとしなければならない。

本県の農業は、他産業に比べ労働生産性は低い水準にあって、農家戸数、耕地面積ともに減少傾向にあり、加えて兼業化の進行に伴う農業労働力の弱体化、耕地利用率の低下等の問題点をかかえている。米の生産調整等、農業生産の再編成が国家的に要請されている中にあって、今後とも本県の基幹農業として振興してゆくためには、地域農業生産体制の確立を積極的に推進し、野菜、果実、畜産を中心に、都市近郊型農業を確立し、需要の動向に応じた生産の拡大と農業経営の安定を図るとともに、京阪神地域の食糧供給基地としての地位の確立を図る必要がある。このため、農地の流動化等による中核農家の育成と生産組織の育成、農業生産基盤の整備等を積極的に促進することとしている。

一方、本県の工業は、昭和40年代全国の伸びを上回って急速に発展したが、昭和50年代に入つても順調な伸びを続け、昭和55年には、工業出荷額が5,561億円に達している。しかし、近年、事業所数、従業者数とも減少傾向にあり、また、企業規模の小さいものが多く、労働集約型かつ低生産性部門の占める割合が高いことから、依然として労働生産性は低位に止まっている。

一方、本県の産業別就業人口の動向をみると、第3次産業については、経済活動の多様化を反映し、また省力化が困難な性格もあって、近年大幅に増加している。また、第2次産業については、昭和48年の石油危機以後の不況により伸び悩んでいる。これに対し、第1次産業は一貫して減少を続け、今後も新規就業者が少ないと中高年齢者の引退により、引き続き減少してゆくものと予測されている。また、労働力の高齢化が全国水準を上回るかたちで進行しつつある本県において、今後増加する就業者、特

に中高年齢者に対する就業の場の確保は、第2次産業及び第3次産業に期待されている。

したがつて、本県における経済の均衡ある発展と県民所得の向上を図るために、引き続き積極的に工業開発を推進する必要がある。

工業開発に当たっては、まず、共同化、協業化、技術力の集積等により既存企業の体质強化に努め、規模の拡大を図るほか、工業開発の基礎的条件である交通網等産業基盤の整備を逐次推進しつつ、適正規模の工業用地を整備し、県外優良企業の誘致を積極的に進めるものとする。また、地場産業の技術の活用、農林水産物等地場資源の利用等による新たな分野の開拓にも積極的に努める。

その際、最近における企業の立地動向、労働力の需給状況等にかんがみ、次の地域ごとに広域的観点に立った工業開発の再編計画を進めるものとする。再編計画に当たっては、東部地域（鳥取市、岩美郡、八頭郡及び高畠郡の区域）、中部地域（倉吉市及び東伯郡の区域）及び西部地域（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域）の各広域生活圏ごとに、都市及びその周辺の適地に中核的工業団地を配置し、これを中心として、補完的にその周辺町村の適地に小規模の工業団地を整備することを基本とする。

この計画は、以上の諸情勢を踏まえ、昭和60年度を目標年度として、引き続き農業と工業の均衡ある発展を図り、農業従事者がその希望と能力に従つて導入工業に就業できるよう措置するとともに、併せて農村地域の住民が定住の魅力を持ち得るような環境条件を創出しようとするものである。

1 導入すべき工業の業種その他農村地域への工業の導入の目標
(1) 農村地域へ工業を導入するに際しては、農村地域における土地利用に関する計画に即し、地域社会との調和、公害の防止、自然環境の保

全及び地場産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある企業を導入するものとする。

この場合において、農業構造の改善に関する施策との関連に留意するとともに、農業従事者及びその家族からの雇用について特に配慮するものとする。

(2)

農村地域における工業の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画との調整を行った結果定められた工業導入地区において行われるよう誘導するものとする。

この場合において、既存の工業導入地区であって、まだ工業の導入が十分でない地区については、広域的な観点から見直しを行いつつ、当該地区に工業が導入されるよう格段の努力を払うものとする。

なお、農村地域への工業の導入に当たっては、自然環境の保全を図る観点から、県自然環境保全地域、自然公園の特別保護地区及び特別

地域並びに鳥獣保護区の特別保護地区、湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等の保全のため条例で指定している地域等良好な自然環境を形成している地域及びそれらの地域の周辺でそれらの地域に影響を及ぼすおそれが大きい地域には、工業導入地区を設定しないものとする。

また、上記の地域又は地区に準ずる地域内における工業導入地区的設定についても、格別慎重に対処するものとする。

(3)

農村地域へ導入すべき工業の業種については、産業構造の高度化及び経済の国際化の方向に留意しつつ、成長性と安定性のある工業、特に雇用効果の大きい内陸型の次のような業種を中心導入するものとする。

一般機械器具製造業
電気機械器具製造業
輸送用機械器具製造業
精密機械器具製造業

なお、具体的な企業の選定に当たっては、立地条件、地場産業の現況、労働力の特質、環境の現況及び環境保全上の観点からの制約条件等地域の特性を十分考慮するとともに、公害のおそれのない企業又は公害防止設備を完備した企業の導入に留意するものとする。

(4)

農村地域への工業の導入に当たっては、導入企業と既存企業を含めた関連企業等の機能分担を促進することによって複数の工業導入地区にわたる広域的な工業配置を進めるものとする。

この場合において、地場産業の活用、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用を図る等地域の特色を生かした工業の導入に努めるものとする。

(5)

農村地域への工業の導入に際しては、在宅通勤圏の広域化を踏まえ、関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努めるものとする。

2

農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標

農村地域への工業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、農業生産の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された工業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図り、雇用構造の改善に資するものとする。

この場合において、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者層の

就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び若年層の定着化を図ることともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備に努めるものとする。

3 農村地域への工業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、更に農村地域への工業の導入との関連を考慮し、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向に農業構造の改善を図るよう努めるものとする。

この場合において、農村地域への工業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、これら安定兼業農家を含めた地域ぐるみの対応の中で農用地の流動化と有効利用を進め、中核農家の育成・確保及び地域農業の組織化を図るものとする。

また、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を図るとともに、農村地域における定住条件の整備を推進することにより、活力ある農村社会の建設を進めるものとする。

4 農村地域への工業の導入に伴う工場用地（工場の附帯施設の用に供する土地を含む。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針

農村地域への工業の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当である集団的

優良農地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、工業の導入が適正かつ円滑に行われるよう工場用地等と農用地等との利用の調整を図るものとする。

(1) 工業導入地区は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づく農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）と

されている区域以外に設定するものとする。ただし、農用地区域外の土地の地形及び広がりなどから、これらの区域に工業導入地区を設定することが困難である場合において、農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分（以下「農用地利用計画」という。）の変更により、農用地区域の一部を新たに工業導入地区としても、変更後の農用地利用計画に支障を生ずることがないと認められるときは、農用地利用計画の変更により、工業導入地区を設定することも考慮するものとする。

(2) 実施計画の見直しに伴い、工業導入地区の縮小、取消し等を行う場合において、縮小、取消し等に係る土地をその形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、これを農用地区域に編入するものとする。また、農用地区域の一部を工業導入地区とするため、農業振興地域整備計画を変更し、これを除外する場合においても、農用地確保の観点から、当該除外地に代わるべき土地を新たに農用地区域に編入するよう努めるものとする。

(3) 工業導入地区は、可能な限り工場適地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の規定に基づき通商産業大臣が工場適地として指定した区域）にこれを設定するものとする。

5 工場用地その他の施設の整備に関する事項

(1) 農村地域への工業の導入を促進するため、将来の見通しを的確に把握した上で必要な工場用地を確保するとともに、遠隔地県である本県の立地条件を克服するため、引き続き次に掲げる道路、工業用水道、通信運輸施設等の産業基盤の整備に努めるものとする。

ア 現在建設中である中国横断自動車道の落合町・米子市間について整備促進に努める。また、中国縦貫自動車道に接続する国道についても、県境峠部を中心とした整備促進に努める。

イ 重要港湾である境港・鳥取港の大型化及び地方港湾の整備を図る。ウ 鳥取空港・米子空港の整備拡充を図るとともに、鳥取空港のジエット化を促進する。

エ 電力需要の伸びに対応するため可能な限り電源開発を進めるとともに、県外からの供給の安定を確保するため送電線網の整備を促進する。

オ 日野川工業用水道の拡充整備を図るとともに、鳥取地区工業用水道・倉吉地区工業用水道の工事に着手する。

特に、工場用地については、優良な農用地が確保されるよう、また、周辺農用地に係る農業用排水施設等の機能に支障を及ぼすことのないよう留意しつつ、都市及びその周辺の適地に中核的工業団地を配置し、これを中心として補完的にその周辺の町村の立地条件に恵まれた地域に小規模の工場用地を確保するものとする。

この場合において、工場用地の計画、造成に際しては、地域全体の工業立地の動向及び工場用地の需給状況等工業の導入の可能性を十分に勘案の上実施するよう配慮するものとする。

なお、工場用地の確保、施設の整備に当たっては、工業再配置促進法（昭和47年法律第13号）に基づく施策との連携、可能な限りの工場用地の団地化の促進、地価の安定への配慮、工業導入関連農業基盤整備事業との関連等に留意するものとする。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業との就業の円滑化に関する事項

農業従事者については、今後も引き続き他産業への就業等により減少することが見込まれる。他方、これに対し、新たな工業の導入により、労働力の需要の増加が見込まれる。このため、農業従事者の円滑な職業転換を図り、かつ、工業の導入により必要とする労働力を確保するよう、次の措置を講ずるものとする。

(1) 雇用情報の充実

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等に関する雇用情報の提供の充実に努めるものとする。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者が、その希望及び能力に応じて導入される工業に就業できるようにするため、住宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図るものとする。すなわち農村人材銀行や農業者転職相談員等の活用を図るほか、必要に応じ農村巡回職業相談所を開設するなどき

め細かい職業相談、職業指導及び職業紹介に努め、併せて、労働力の需要の充足、雇用の安定等に關し導入企業への指導援助に努めるものとする。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される工業へ円滑に就業できるよう職業転換給付金制度、地域雇用促進給付金制度等の積極的な活用に努めるものとする。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 職業訓練等の実施

職業紹介との連携を密にしつつ、特に中高年齢者に対し、農村地域に導入される工業への就業等に必要な職業訓練等の実施を図るものとする。

このため、職業転換給付金制度の活用と相まって既存の公共職業訓練施設、事業内職業訓練に対する助成制度等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施するものとする。

農村地域への工業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

(1) 農用地利用増進対策の促進

生産性が高く需要の動向に対応した農業構造を確立するため、特に、農用地利用増進事業の活用を図りつつ、地域の実態に応じ、所有権移転、賃貸借、作業の受委託等幅広い形態での農用地の流動化を進め、

経営規模の拡大による中核農家の育成確保と農用地の有効利用及び地域農業の組織化を進めるための諸施策を総合的に推進するものとする。

(2) 農業生産基盤の整備及び農業施設の整備

需要の動向に対応した農業生産の再編成及び農業の生産性の向上を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の効率的な整備を推進するものとする。

(3) 農村地域における定住条件の整備

農村地域における定住条件の整備、就業機会の確保を図るため、総合的な環境の整備等必要な諸施策を推進するものとする。

(1) 農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

農村地域への工業の導入に当たっては、実施計画の策定に先立つて必要に応じ、工業の導入が環境に与える影響を調査検討し、その結果を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定するものとする。

(2) 農村地域への工業の導入に当たっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等公害関係法令において定められる規制基準に適合しないと認められる企業は、

導入しないものとする。また、規制基準以下の企業であっても、立地規模及び立地場所の自然的、社会的条件からして当該場所への立地が、地域の生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全上不適当であると認められる場合は、これを導入しないものとする。

なお、企業の業種、規模等からして、必要があると認められるものについては、空地の確保、工場の配置等についても指導し、地域社会

県政公報

の安全確保に努めるものとする。

(3) 農村地域への工業の導入に当たっては、導入しようとする企業に係る大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭についての事前調査の徹底を期するとともに、公害防止上必要があると認める場合には、導入企業に対し、公害防止施設及び産業廃棄物処理施設の設置等所要の措置を講じさせるものとする。

また、導入企業の事業内容からみて、環境保全上必要があると認められるものについては、導入後においても環境保全のための監視を行うとともに、環境に与える影響についての補完調査を行うものとする。

なお、製造工程において原料、触媒等として公害関係法令に定める有害物質（鉛及びその化合物、6価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物等をいう。）を使用する企業の調査については、格別入念な調査を行うものとする。

(4) 公告に関する事前調査の結果、規制基準に適合する場合においても、生活環境の保全上県、市町村、地元代表者等と企業の間において公害防止協定を結ぶ必要があると認められる場合は、これを締結し、又は締結についての指導、助言、立会い等を行うものとする。

9 その他の必要事項

以上のほか、農村地域への工業の導入に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 農村地域への工業の導入の広域的推進

農村地域への工業の導入の円滑な推進を図るために、近年の工業立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的

諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で工業の導入を進めていく必要がある。このため、次により農村地域への工業の広域的な導入を推進するものとする。

ア 広域的推進のための指導

県は、環境の保全に留意しつつ自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の地域ごとに、労働力需給、交通事情、工業立地の状況、農業経営の状況等に照らして指針となるべき事項を示し、関係市町村の協力の下に的確な工業の導入が図られるよう指導するものとする。

イ 実施計画の作成及び見直し

県又は市町村は、アの指導の方向に即して新たな実施計画の作成及び既存の実施計画の見直しを行うものとする。

ア 実施計画の策定に関する留意事項

新たな実施計画の策定に当たっては、次の点を総合的に勘案し、原則として工業の導入の可能性のある場合に限り行うものとする。

a 既存の実施計画の進ちょくの度合に配慮すること。

b 地域住民の意向を十分反映するとともに、農村地域の整備に係る諸施策との関連に留意すること。

c 地域全体の開発の可能性及びその動向を把握の上、確實に工業の導入が行われるよう、策定期限、工業導入地区の規模、産業関連施設の整備等について配慮すること。

(4) 既存の実施計画の見直し

既存の実施計画についても、まだ工業の導入が十分でない工業導入地区については、広域的な觀点に立つて諸情勢の変化に対応して当該実施計画の見直しを行うものとする。この場合において、(ア)に掲げる事項にも十分配慮するものとする。

(ア) 関係市町村の連携協力体制の整備

工業の導入の広域的推進に当たっては、当該地域に含まれる市町村の均衡ある発展が図られるよう工業導入地区の適切な配置等について配慮するとともに、それぞれの地域の特性を生かした役割分担を行うため、関係市町村の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(2) 工業導入地区に関する情報等の周知及び立地後の企業の指導

工業導入地区に関する情報、法令に基づく企業の優遇措置等について周知を図るとともに、導入企業の紹介、あつせんに努めるものとする。また、立地企業に対しては、定着化のための必要な指導を行うものとする。

(3) 下請関連企業等の育成

農村地域に導入された工業の円滑な活動を確保するため、過疎公害移転等賃付制度等中小企業に対する立地関係助成制度を活用し、下請関連企業の移転を円滑に進めるほか、地元中小企業を積極的に育成するものとする。

なお、これら下請中小企業の受注機会の増大を図り、経営基盤を確立させるため、財團法人鳥取県中小企業振興公社が行う下請振興事業の充実に努めるものとする。

(4) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への工業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう配慮するものとする。

(5) 農業団体等の参画

農村地域への工業の導入に当たっては、実施計画の策定又は既存の実施計画の見直しの段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、その円滑な実施が図られるよう配慮するものとする。

(6) 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県は、市町村、導入企業、農業団体、商工団体等の連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(7) 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業の導入に関する情報の収集及び提供、立地企業のあつせん、実施計画の策定等に関する指導、助言等を行う財團法人農村地域工業導入促進センターの活用に努めるものとする。

(8) 土地提供者の生活の安定の確保

工業導入地区の土地提供者に対しては、適正な価格が保証されるよう配慮するほか、事情の許す限り導入企業への優先雇用に努め、生活の安定を図るものとする。また、今後とも農業を志向する農家に対しては、農地保有合理化事業等による農用地のあつせん、制度資金の融資等実情に即した措置を講ずるものとする。

(9) 好ましい労働条件の確保

農村地域への工業の導入に当たっては、可能な限り快適に働ける職

場の実現に努めるものとする。すなわち、賃金、福利厚生等についての好ましい労働条件の確保はもとより、生きがいのある職場として、就業者の勤労意欲を満足させる企業の導入に努めるものとする。

(10) 工業再配置促進費補助金の有効活用

工業再配置促進法に基づき、市町村及び企業に対して交付される工業再配置促進費補助金による環境保全施設及び福祉施設の設置については、本制度が企業と地域社会との融和を図ることを目的として助成されるものであることにかんがみ、地域住民の希望を参酌の上、可能な限り早期にこの事業を実施し、もつて地域住民の福祉の向上に資するよう努めるものとする。